身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示事項

高松医療センターは、職員一人ひとりが拘束による弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

独立行政法人国立病院機構高松医療センター
病院長
看護部長

【身体的拘束に関する基本的な考え方】

当院では、身体的・精神的に弊害をもたらす恐れのある身体的拘束は、患者さんの基本的人権を尊重する観点から、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努め、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない方針です。

しかし、患者さんが危険にさらされる可能性が高くなる場合、治療を安全に行うために、最小限度の範囲で身体的拘束を行います。

【身体的拘束最小化のための取組について】

束実施中も早期解除に向けてその都度検討し、不必要と判断した場合は速やかに解除いたします。

また、解除することを目標に日々の状態を記録し、身体的拘束最小化委員会で具体的に検討を行います。

「虐待防止・身体拘束最小化委員会」の設置

職員研修の実施（年2回）